

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案に 対する御意見の募集（パブリック・コメント）について

令和6年12月6日

経済産業省イノベーション・環境局GXグループ地球環境対策室

環境経済室

環境省地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付JCM推進室

地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室

第213回通常国会において成立した地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第56号）の施行に伴い、法人等保有口座の記録事項等について所要の規定を整備するとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第26条第3項に規定する温室効果ガス算定排出量の報告制度の算定方法について改めるため、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）について所要の改正を行うことを検討しています。

つきましては、改正案について、国民の皆様から広く御意見を募集いたしますので、以下の意見募集要領に沿って御提出いただきますようお願いいたします。募集期間終了後、御意見の概要とそれについての考え方を取りまとめた上で公表する予定です。

【意見募集要領】

1. 意見募集対象

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案について
(概要)

2. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口 (e-Gov) における掲載

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

(2) 郵送による入手

郵送による入手を希望される方は、110 円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒を同封の上、封筒表面に「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案に関する資料希望」と明記し、期限までに十分な余裕を持って、以下の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受付しかねますので、あらかじめ御了承願います。

【宛先】

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 2 号中央合同庁舎 5 号館
環境省 地球環境局
国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付 JCM 推進室
パブリック・コメント担当 宛て

3. 意見募集期間

令和 6 年 12 月 6 日 (金) ~ 令和 7 年 1 月 5 日 (日) 必着

4. 意見提出先・提出方法

下記のいずれかの方法で、日本語にて御意見を御提出ください。

下記以外の方法 (電話等) による御意見の御提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(1) 電子政府の総合窓口 (e-Gov) の意見提出フォームを利用する場合
--

e-Gov (<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の「意見募集案件」の一覧から「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する意見募集について」にアクセスいただき、「意見募集要領（提出先を含む）」を御確認の上、「意見入力」へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より御提出ください。

＜電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合の記入項目＞

〔１〕氏名（法人・団体の場合は、法人・団体名、意見提出者の氏名）

〔２〕連絡先（郵便番号、住所、連絡先電話番号、電子メールアドレス）

〔３〕御意見の概要

御意見が 100 字を超える場合は、御意見の概要（100 字以内）も併せて「提出意見」欄に御記入ください。

〔４〕御意見及び理由

「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する意見募集について」に対する御意見及びその理由を「提出意見」欄に御記入ください。

（２）郵送の場合

別紙の意見提出様式（A4 用紙）に御意見等を御記入の上、以下の宛先まで送付ください。なお、郵送の場合には封筒に赤字で「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する意見」と記載してください。

＜提出先＞

- 〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館
環境省 地球環境局
国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付 JCM 推進室
- 「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する意見募集」担当宛て

（注意事項）

・ 1 つの意見フォームにつき 1 つの御意見を記載してください。

- 御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。なお、氏名、住所、電話番号等個人情報については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用いたしません。
- 皆様から御提出いただいた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

5. 留意事項

以下に該当する場合など、頂いた御意見の内容によっては受付の対象外とさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

- ・御意見の内容が、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案」と無関係な場合
- ・御意見の中に、特定の個人・法人等が識別され得る情報がある場合
- ・個人・法人・事業等の権利利益を害するおそれがある場合
- ・個人・法人・事業等の誹謗中傷に該当する場合
- ・事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当する場合
- ・記載された情報が虚偽であると判明した場合

以上